

マンションの管理に関する要綱を つくりました



(平成20年4月1日施行)

中央区では、年々マンション数が増加を続けた結果、マンションに居住する世帯が区内全世帯の8割以上を占めるようになりました。そこで、安全・安心に住み続けることができるように、マンションの適正な維持管理について、区、管理組合、賃貸マンションの所有者、管理業者、区分所有者、マンション居住者の役割を要綱として明示することにしました。

❓ 区は何をするの？

- ・マンションに対する支援策の充実を図ります。
- ・マンションに関する各種支援制度の情報を、管理組合などに提供します。
- ・マンションの維持管理に関する助言を、管理組合などに行います。

❓ 管理組合と賃貸マンション所有者は何をするの？

- ・マンションの基礎的データや管理状況等を区に提供し、登録しましょう。
- ・区の支援策等を積極的に活用して、マンションを適切に維持管理しましょう。
- ・長期修繕計画を作り、適切な修繕積立金を積み立てましょう。
- ・マンションの日常的な維持管理をしたり、マンション居住者や地域の住民などからの連絡を受けられる人を置きましょう。
- ・緊急時の連絡先などを記載した表示板を設置しましょう。
- ・災害などの発生時に素早く対応できる体制を作っておきましょう。
居住者名簿などの作成、消防訓練、防災用品の備蓄など
- ・マンション内に良好なコミュニティを作りましょう。
集会場所の確保、親睦会やお祭りなどの行事の開催、広報誌の発行など
- ・マンションが建っている地域のコミュニティ組織に協力しましょう。
町会や地域防災組織などへの加入、マンション居住者に対する町会活動や地域防災活動などへの参加呼びかけなど

❓ 管理業者は何をするの？

- ・受託した管理業務を誠実に行い、管理組合や賃貸マンションの所有者がマンションの適正な維持管理について正しく判断をするのに必要な情報の提供や、助言などを行ってください。
- ・受託したマンション内の良好なコミュニティの振興や受託したマンションが建っている地域の良好な地域コミュニティの振興に協力してください。

❓ 区分所有者は何をするの？

- ・そのマンションに住んでいてもいなくても、管理組合活動に積極的に取り組み、分譲マンションの適切な維持管理を行いましょ。う。
マンションの適切な維持管理は、あなたの大切な資産であるマンションの価値をグレードアップさせます

❓ 居住者は何をするの？

- ・マンションの住まい方のルールを守りましょ。う。
住まい方のルールとは、管理規約、使用細則、総会の決議などで決められている、マンションで生活をする際に守らなければならないルールです
- ・マンション内のコミュニティ組織や行事に、積極的に参加しましょ。う。
マンション内のコミュニティを活発にすると、防犯にも役立ちます
- ・マンションが建っている地域のコミュニティ組織や行事に、積極的に参加しましょ。う。
地域とのつながりは、災害などいざというときにも重要です



問合せ先

中央区都市整備部

住宅課計画指導係

電話 3546-5466

◎ 緊急時の連絡先などを記載した表示板の様式

管理責任者表示板	
建築物の名称	
建築物の所在地	中央区 丁目 番号
管理責任者	
連絡先	
この表示板は中央区内のマンションの管理に関する要綱の規定により、設置したものです。	

- ※ 表示板の大きさ タテ 30cm × ヨコ 42cm (A3版)以上のもの
- ※ 管理責任者、連絡先は、緊急時に対応のできる人(分譲マンション管理組合の理事長、賃貸マンションの所有者、管理会社など)と、その連絡先です。
- ※ 設置場所は、建物の主要な出入口などの見やすい場所です。